

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月3日

【会社名】 J A三井リース株式会社

【英訳名】 JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 新分 敬人

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3000

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】 03(6775)3002

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 小暮 俊介

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績並びにキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生日

2026年2月3日（取締役会決定日）

### (2) 当該事象の内容

2025年9月28日付で、当社グループ会社Katsumi Global, LLC（以下「KG」）のファクタリング取引先であるFirst Brands Group, LLC及びその関連会社の一部（以下総称して「FBG」）がアメリカ合衆国連邦倒産法第11章に基づく破産保護（以下「本Ch.11手続」）を求める自主的な請願書を提出しました。

KGは、FBGが保有する売掛債権をファクタリング取引を通じて取得しております。

当社グループは、各種公示情報を踏まえる中で、債権の多重譲渡や同社創業者による不正行為の可能性等に対する予防的な見地から、貸倒引当金を計上することとした旨、2025年10月31日付及び同年11月14日付の臨時報告書でお知らせしております。

本Ch.11手続は、現在も各種手続の最中ではありますが、関連する公示情報によれば、FBGが売掛債権の相当程度につき、水増し請求、架空請求、多重譲渡を行っている可能性が指摘されております。尚、FBGの創業者等が金融詐欺等の罪により起訴されております。当社グループ会社KGがFBGからファクタリング取引を通じて取得した売掛債権にも影響が及ぶ可能性があり、回収の蓋然性に疑義が生じていることから、当社グループとして、予防的な見地から追加の貸倒引当金を計上することといたしました。

このため、2026年3月期第2四半期と同様、米国会計原則における貸倒引当金の算定基準であるCECL（現在予想信用損失）モデルにより、貸倒引当金を再度算定し、2026年3月期第3四半期連結決算におきまして、貸倒引当金繰入150,458百万円を織り込むことといたします。

この貸倒引当金算定の対象は、これまで（ ）の貸倒引当金繰入を包括的に含めています。2025年11月14日付報告対比では+102,968百万円（繰入増）となる水準です。

2025年10月31日付臨時報告書、同年11月14日付臨時報告書

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2026年3月期第3四半期の連結決算において、以下のとおり会計処理を行います。

（連結決算）

・販売費及び一般管理費：貸倒引当金繰入額150,458百万円

以上